令和８年（フ）第１５１号
宮崎県延岡市大貫町４丁目2088番地４　マリーナ大貫102
債務者　上田　博志
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

令和８年（フ）第１５２号
宮崎県延岡市土々呂町２丁目650番地15、前住所宮崎県宮崎市吉村町今村前甲4325番地Ｓビレッジ105号
債務者　飯星　奈南（旧姓石井）
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

令和８年（フ）第１５４号
宮崎県延岡市伊形町5949番地２
債務者　山下貴美恵
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

令和８年（フ）第８０号
鹿児島県姶良市加治木町木田1649番地８
債務者　太崎　政巳
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和８年（フ）第９９号
鹿児島県姶良市西餅田2044番地35　１号
債務者　相徳　祐也
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和８年（フ）第１００号
鹿児島県霧島市福山町福山5150番地78
債務者　税所　恵里
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和８年（フ）第１０１号
鹿児島県姶良市東餅田2330番地５　ウェーブビル205号
債務者　知念　正彦
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和８年（フ）第３０７号
沖縄県南城市玉城字奥武353番地５
債務者　津波古明美
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第３１３号
沖縄県那覇市高良１丁目９番17号青風荘201、住民票上の前住所沖縄県那覇市三原３丁目16番15号シャトレみはら406
債務者　安井　広香
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第３１８号
沖縄県豊見城市字平良144番地３　ハーモニーヒルズ101、住民票上の前住所沖縄県浦添市字経塚549番地　ヒルズガーデン経塚303号
債務者　比嘉　由子
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第３２８号
沖縄県南城市大里字古堅855番地20、住民票上の前住所沖縄県那覇市字国場979番地４　ピュアセブンズⅡ　205
債務者　上里里緒菜（旧姓菊本）
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第３３５号
沖縄県那覇市字安里９番地１　マンションまさひろ703
債務者　安田　徳子
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第３３８号
沖縄県浦添市伊祖３丁目13番２号　グループＡＰ401号、住民票上の前住所沖縄県宜野湾市宜野湾２丁目２番25―601号　Ｌｉｎａ
債務者　長間璃寿夢
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第２５３号
沖縄県宜野湾市嘉数２丁目15番６―302号　広栄アパート
債務者　安座間幸喜
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第２６３号
沖縄県うるま市字天願1474番地１　仲村アパート６号室
債務者　上原　美香（旧姓伊佐）
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第７０号
岩手県一関市石畑１番13号
債務者　伊藤　友子
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
盛岡地方裁判所一関支部